



有限会社丸長商事様

全面勝訴的和解勝ち取る！！

皆様よく御存じの回転寿司『きとときと寿し』有限会社丸長商事様（白山市）が令和3年3月に株式会社ユウス（長野県）を相手に金沢地方裁判所に営業停止・違約金支払請求事件を金沢地方裁判所へ提訴しました。

令和4年7月11日 有限会社丸長商事様が全面的勝訴和解を勝ち取られました。

当事務所もこの訴訟につきましては、訴状作成・準備書面作成を通して全面的支援をさせて頂きました。

有限会社丸長商事様は被告株式会社ユウスの数々の虚偽主張に対して、フランチャイズ本部としての誠心誠意の営業指導を行った事実を明らかにされた結果です。

その詳細を微力ながらも、支援をさせていただいた者の立場として、皆様にお届けしたいと思います。

原告 有限会社丸長商事様は『きとときと寿し』を長年経営し、ごく信頼できる方だけを対象としてフランチャイズチェーンを結ばれておられました。

一方、被告株式会社ユウスは、長野県上田市に本店を置いて焼肉店経営を行い、資本金は金1000万円で年商12億円を超える企業でした。

原告と被告は、平成19年12月25日長野店・平成21年6月16日上田店・平成28年7月12日佐久店とフランチャイズチェーン契約を3店舗それぞれ締結し、契約更新を重ねてきました。

しかし、被告は令和2年3月31日に3店舗のロイヤリティの支払いの後、ロイヤリティの未払いを始めるようになっただけでなく、契約更新料の支払いも行わなくなりました。

原告は、被告に対して再三にわたり支払いを要請いたしましたが、被告は支払いに応じませんでした。（コロナ禍の影響もあり、他のフランチャイズ店からの減額申し入れには応じておりました。）

そこで原告はやむを得ず、当職を通じて令和2年10月12日にフランチャイズチェーン契約の解除を通知いたしました。

被告は、令和2年11月20日に保証金を差し引いた金額を原告に送金をしてきました。

本来であれば、双方の関係はこれで終了したはずなのですが、被告はフランチャイズ契約が解除された令和2年11月1日以降も、フランチャイズ本部が提供していたサービスマーク等の使用・利用継続したのです。

これは、契約条項第15条に違反です！

そしてそれ以上に、被告は、同条第5項では「加盟店主及び加盟店役員は、本契約終了後、同種の営業を営んではならないものとする。」と定める営業停止条項を全く無視し、同種の営業でかつ店舗名が酷似する【ゆうきと寿し】として継続して寿司店を営業したのです。

こうした事態を無視することはできないので、原告は被告に対してこのような行為を直ちに停止するよう要請をしましたが、被告はサービスマーク等の使用・利用継続の事実はないなどと主張して原告の要請を無視しました。

(裏面に続く)

そこで原告は、令和2年12月8日に違約金の支払いを求め、支払ない場合には金沢地方裁判所の訴訟を提起する旨の予告を行いました。被告はこれに応じることもなく、フランチャイズ本部が提供してきたサービスマーク等の使用・利用継続したばかりではなく、「ぐるなび」サイトで『きときと寿し』の利用を継続していたのです。

以上の経過により、被告の契約条項違反をこのまま放置することはできないと判断し、令和3年3月金沢地方裁判所に営業差止請求及び違約金支払請求訴訟を提起し係争期間1年4か月かかりました。

その間に被告は答弁書・準備書面で虚偽主張を重ねました。

その代表例は以下の通りです。

- ①すし皿、持ち帰りメニューチラシは被告のオリジナルなものである。
- ②原告の指導のせいで他のフランチャイズチェーン店の数店が閉店した。
- ③原告には保護に値する固有のノウハウはない。
- ④原告が被告に紹介した業者は不当なマージンが疑われるばかりでなく、提供サービスも劣悪であった。

これらの、虚偽主張に対して、原告有限会社丸長商事様は、丁寧に事実を指摘しました。

- ①すし皿、持ち帰りメニューは原告オリジナルを被告が盗用したものである。と証拠で立証。
- ②フランチャイズチェーン店が閉店した事実はあるが、各チェーン店の個人的事情で閉店されたものであり、原告の責任は一切ないものであった。
- ③原告のフランチャイズチェーン店本部としての経営指導実態について被告は全く反論ができませんでした。原告の開店時指導内容の概略は以下の通りでした。
《開店時社外秘 各種マニュアルの提供》 《毎年グランドメニューなどの提供（地区毎）》
《開店時における延べ30日間の濃密指導》《各店舗への定期的な販売促進、衛生管理指導》
- ④紹介した業者は不当なマージン等については、業者の名誉にかかわることであるので、正確に指摘せよと再三指摘したが沈黙のまま釈明できませんでした。

おそらく裁判所は原告が証拠で提出した経営指導の実績については高く評価されたものと確信しています。その結果、表記のような圧倒的勝利と評価できる請求金額9割を超える和解金を提案されたものと思われます。

裁判所は、最初は、必ずしも原告の主張を支持しているように思えませんでした。しかし、原告の経営指導の実績や原告社長の「お客様が新鮮で美味しそうなネタを手にする条件としてお皿の上の寿しを見て判断する。」「新鮮なネタをより映えるように、こだわりの高級感あるオリジナル皿を提供したい。」などなど常にお客様を思い、喜んで頂ける『きときと寿し』の情熱を目の当たりにし、その評価を一転させたと思われます。

裁判に勝利するために大事なことはただ一つ、誠心誠意の事実の積み重ねと、長田伸夫有限会社丸長社長の寿しづくりの情熱をまっすぐに主張する揺るがせない態度であったと改めて感じることができた事件でした。

当事務所としても異例の高額事件へのお手伝いということで、緊張もしましたが、やりがいを感じることができる事件でした。相手方に有能な弁護士がついていても、ゆるぎない事実があれば、ささやかな司法書士の訴訟支援でも勝利を勝ち取ることができ有意義な訴訟体験でした。



撮影当事務所前：

（左）丸長商事 長田伸夫様と（右）司法書士喜成清重

特殊詐欺が石川県民

を襲っています！！

「石川県内で、今年1月から6月に確認された特殊詐欺被害が、総額で1億749万円前年同期に比べると5・9倍・被害件数47件」と本年7月13日付け北國新聞トップで報じられています。

特殊詐欺内容は、**還付金詐欺27件・架空料金請求詐欺13件・オレオレ詐欺4件**であったそうです。

お金儲けの美味しい話・いわれの無い請求・腑に落ちない請求には慌てずに対応しましょう。

そして、一人での判断は絶対にやめましょう。

詐欺犯人は「**自分で詐欺だ!**」だとは決して言いません。

知らない人からのもっともらしい・お金の請求で、少しでも何か変だと感じたらまず必ず相談してください。

家族に・友人に・警察に・きなり事務所に相談です。

不審な請求の支払いへ郵便局や銀行のATM・窓口へ出かける前に、相談電話をください。

あなたの周りにいませんか？

ひそかに借金返済（ヤミ金）で苦しんでいる方・なんとなく落ち着きがない・

最近なんとなく様子がおかしい・コロナ禍で、収入が大幅に減少した人

当事務所では、任意整理、特定調停、個人再生手続き、自己破産手続き、ヤミ金対応で多くの方々の生活再建のお手伝いを行っております。

あなたの力で、借金返済に悩んでいる方の助けになってください。

***ヤミ金対応はまかせて*生活再建（借金整理）は必ずできます!** 相談無料・秘密厳守

上場会社の株式 相続

最近の相続の御依頼で、上場会社の株式を相続するケースが増えてきました。亡くなられた方が、家族に伝えず株を保有しているケースもあり、亡くなって数カ月後に証券会社からの通知で発覚することもあります。

御依頼により、証券会社等を調査することも可能です。

まず、株式相続にお困りの方はお気軽に御相談下さい。

＝株式の電子化＝

2004年6月に「株券電子化」に関する法律が公布され、2009年1月5日から『紙に印刷された、全国の各証券取引所に上場している株式会社の株券は無効とされ、株主の権利（株式総会での議決権行使、配当金の受取等）は、証券保管振替機構と証券会社等の金融機関の口座で電子的に管理される。』ことになりました。

株式計算書	
ご所有株数	200株
1株当たり処分価格	200円
●●株式会社	
△△信託銀行株式会社	

『お役に立ちますこんな時！』



財産

- 遺言したい時
…貴方の意思を実現いたします
- 不動産の名義を変えたい時
…相続の登記をいたします
…売買の登記をいたします
…贈与の登記をいたします

成年後見

- 将来の財産管理が心配！
…成年後見人・保佐人・補助人
を選任しましょう！
…親が施設に入居中。財産管理
はどうしたらいいの。

会社

- 会社を設立したい
- 役員を変更したい
- 目的を変更したい
- 資本を増加したい

トラブル

- 給料を払ってもらえない時
- 敷金を返してもらえない時
- 賃料不払&出て行かない時
- 保証人になった覚えもないのに返済を
迫られた時
- 貸したお金が戻らない時

多重債務

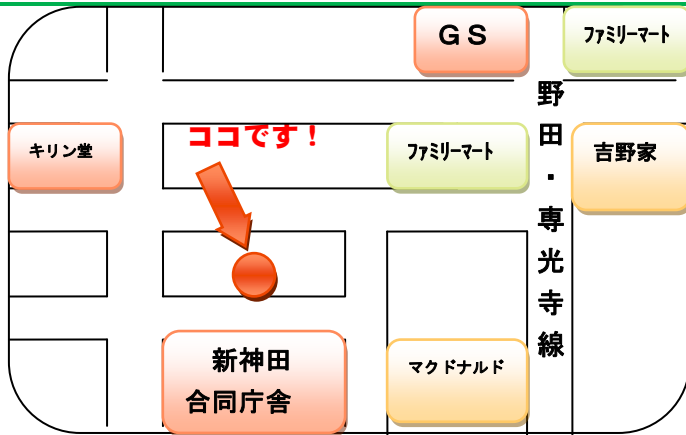
- 過払金返還請求・任意整理・特定調停
個人再生・自己破産・ヤミ金被害

絶対に一人で悩まず一緒に解決しましょう!!
必ず解決出来ます!!

その他

- 建設業許可…新規・更新・変更申請
- 産業廃棄物処理業許可
…新規・更新・変更申請

きなり事務所へのアクセス



最寄りの電車：西金沢駅より徒歩 22 分

最寄りのバス：金沢駅西口より【北鉄バス】新神田バス停

駐車場：有り

お子様 20歳未満が一人でも 10%OFF させていただきます。

【事務所】 ☎921-8013 石川県金沢市新神田四丁目 4番 6号

【TEL】 076-291-2090 【FAX】 076-291-4761

【営業】 平日 9:00~17:00 (土日祝・時間外応相談)

【E-mail】 k-kinari@spacelan.ne.jp

【HP】 kinari-sihoushosi.jimdo.com *随時更新します。



【編集後記】

この度は、(有)丸長商事社長様の常にお客様、従業員を大切に想い続ける信念を私も学ばせ頂きました。私自身、10年ぶりに手相を見て貰い、ソロモンの輪、両手に仏眼相、両手にますかけ線があると教えて貰いました。私は人より出来ない！という精神でいるので、可能な限り全力で挑んでいます。

しかし、未だに自分の強みが分かりません。でも良い手相だったので、日々変わる手相ですがこの良い手相を維持できるようにこれからも傾聴の心を持ちながら、全力で取り組もうと心強く持つことが出来ました。

補助者 進地由紀恵